

蚊焼小学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るい楽しい学校生活を実現することができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童ひとりひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門機関と協力して、解決にあたる。

【めざす児童像】

- 学びの中で、瞳がいきいき輝く子（知）
- 関わりの中で、心がやさしく輝く子（徳）
- 動きの中で、汗がきらきら輝く子（体）

いじめ対策委員会

※「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

- 構成員・・・校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学級担任・養護教諭等

専門家・外部関係者

- 学校評議員
- 学校サポーター
- 必要に応じてスクールカウンセラーや学校ソーシャルワーカーの派遣を要請

PTA・地域との連携

- さまざまな学校行事・PTA行事・地域行事等を通して、情報交換を行い、PTAや地域との絆を深める。

関係機関との連携

- 関係機関と日頃から連絡をとりあい、定期的な学校訪問等で情報交換し、指導・助言を仰ぎながら対応する。

児童会

- いじめに関わる議題を取り上げ、未然防止運動等年間を通じた活動に取り組みさせる。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

※いじめを起こさない学校づくりに向け、以下のように取り組む。

- 校内指導体制の確立・・・いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力する。
- 教師の指導力の向上・・・「学校教育相談のてびき」「いじめ対策ハンドブック」等の活用による研修を行い、観察力や対応力を高める。
- 人権意識と生命尊重の態度の育成・・・人権教育の充実と、互いを思いやり、生命を大切にす指導に努める。
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実・・・「つるのみなと第1・2集」等の活用や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」でのいじめ防止や生命尊重等の指導・取組を実践する。
- 自己肯定感・自己指導力の育成・・・自他を認め合い居場所のある学校生活を構築できるような教育を推進する。
- 家庭・地域・関係機関との連携・・・いじめについて協議する機会を設け、地域ぐるみの対策を推進する。

いじめの早期発見

※児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- 教職員による観察や情報交換・・・「5W1H気づきメモ」を行い情報を共有できるようにする。
- 定期的なアンケート・個人面談の実施・・・児童の生活実態について、きめ細やかな把握に努める。
- 教育相談体制の整備・・・スクールカウンセラー、学校サポーター、学校相談員、スクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- 情報の収集・・・PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 相談機関等の周知・・・学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

いじめに対する措置

※速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

- いじめの発見や相談を受けたときの対応・・・早い段階からの確に関わりをもち、正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。
- 組織的な対応・・・「いじめ対策委員会」へ報告し、情報の共有化を図る。
- 被害児童・保護者への支援・・・いじめから守り通すための対応を行い、寄り添い支える体制を作るとともに、状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- 加害児童・保護者への指導・・・再発防止の措置をとり、教育的配慮の下、継続的な対応を行う。
- 集団への働きかけ・・・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを行う。
- ネット上のいじめの対応・・・ネット上の不適切な書き込み等については、警察等と適切な連携をとりながら対応する。

重大事態発生時の取組

※「長崎市いじめ防止基本方針」にのっとり、学校は長崎市教育委員会へ認知後に発生の報告を行う。

○学校または長崎市教育委員会による調査

○調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

〈調査を要する重大事態の例〉

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

〈重大事態の報告〉

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

〈調査を行う組織〉

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

◇いじめられている子のサイン

- 服が汚れ、傷やあざがないか
- どこか元気がなく、おどおどしていないか
- 教師と視線を合わせず、さけていないか
- 集中力がなくなっていないか
- 周りの子に異常に気がつかっていないか
- 人の言いなりになっていないか
- グループから、急にはなれていないか
- 嫌なあだ名で、呼ばれていないか
- 校納金を滞納することがふえていないか
- 机やカバンの中が荒らされていないか
- 持ち物がかくされていないか
- 実名・あだ名で落書きされていないか

◇家庭でのチェックリスト

- 服がふつうでない汚れ方がないか
- 最近、服装が乱れていないか
- 持ち物がよく壊されていないか
- お金を急にねだるようになっていないか
- 金品を勝手に持ち出していないか
- 急に学習意欲がなくなっていないか
- 家庭学習の時、ぼんやりしていないか
- 以前に比べて、感情の起伏が激しくないか
- 起床が遅く、登校を嫌がらないか
- 寝言を言ったり、うなされたりしないか
- 部屋に閉じこもり、泣くことが多くないか
- 友だちの話を最近しなくなっていないか

5 令和6年度 年間活動計画（研修計画も含む） *毎月アンケートの実施また生活指導連絡会を行う

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	いじめ防止基本方針の確認	10月	いじめを生まない学級づくり
5月	いじめのチェックリスト・教育相談実施	11月	道徳・特別活動の取組実践研究
6月	いじめ早期発見の取組	12月	P T Aや地域との連携
7月	保護者面談	1月	いじめに関わる自殺予防・教育相談実施
8月	いじめ事例研修・各研修伝達	2月	カウンセリング能力の向上
9月	関係児童や保護者への対応・教育相談実施	3月	1年間の取組の評価・反省

6 様々な相談機関

相 談 機 関	電 話 番 号	相 談 可 能 な 時 間
24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24時間（毎日）
長崎市こども・子育てイーカオ 相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45～17:30（月～金）
子育て支援相談電話（子育てサ ポート課） 「e-kao」のホームページを検索して 相談フォームへ	095-822-8573 095-825-5624	8:45～17:30（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～15:15（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）

子ども・子育て電話相談 親子ホットライン（県教育センター）	0120-72-5311	9:00～21:00（月～金）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）
長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45（月～金）
長崎市子ども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室 soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00（月～水、金） 10:00～18:00（土）